

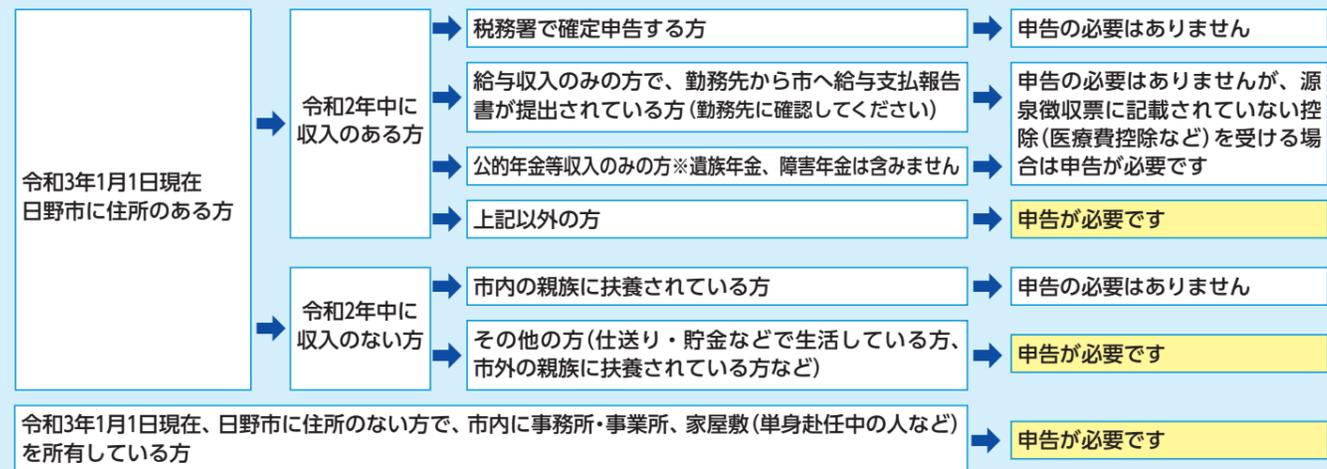
受付期間
2月16日(火)～3月15日(月)

令和3年度 市・都民税の申告受け付けが始まります

ID 1010892
市民税課 (☎514-8238)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策 切手を貼らずにそのまま返送できる料金受取人払の返信用封筒を市・都民税申告書とともにお渡ししますので、郵送での申告にご協力ください

市・都民税の申告は必要ですか？



※この表は一般的な例を解説したものです。当てはまらない場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください
※収入がない方、少ない方でも国民健康保険、後期高齢者医療にご加入の方などは、市・都民税の申告が必要です(所得金額により保険料などの軽減を受けられる場合があります)

市・都民税申告書の配布

配布場所 市役所2階市民税課、七生支所、豊田駅連絡所※必要な方には郵送しますので問い合わせ先までご連絡を

昨年、市・都民税の申告をした方には2月4日(木)に令和3年度市・都民税申告書を発送します

▼再就職をされる方へ
令和3年度の市・都民税について、特別徴収(給与差し引き)を希望する場合は新しい勤務先を通じて4月9日(金)までに市へ切替申請書を提出してください

市・都民税の申告の郵送受付

郵送で申告書を提出する場合は、下記「申告に必要なもの」の1～4の書類を〒191-8686日野市役所市民税課までお送りください。

なお郵送の場合、申告の受付書は原則お返ししません。受付書が必要な方は住所、氏名を記入し84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

市・都民税申告相談・受付窓口

例年、受付開始から1週間程度は窓口が大変混雑するため、この期間の手続きはできるだけ避けてください。また、会場では入場人数の制限を行います。新型コロナウイルスの感染状況によっては、申告受付時間の変更や会場の閉鎖を行う場合があります。

日程	時間	会場
2月16日(火)～3月15日(月) ※土曜・日曜日、祝日を除く。 ただし2月20日(土)・27日(土)は実施	8:45～17:00	市役所1階 101会議室
2月24日(水)～27日(土)	9:00～11:30 13:00～16:30	七生福祉センター (三沢3-50-1 七生公会堂1階)

七生支所・豊田駅連絡所では申告相談・受付はできません。
※3月16日(火)以降も市民税課窓口にて申告を受け付けます

日野税務署からのお知らせ

ID 1002637

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告書作成会場を次の通り開設します。

開設期間 2月1日(月)～3月15日(月)※土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は開場

時間 受付…8:30～16:00(提出のみは17:00まで)、相談…9:00から

会場 日野税務署(万願寺6-36-2)

留意事項 ①申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要。なお、入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合あり。また、入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能。LINEアプリでの事前発行では、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」することで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが可能②会場開設期間中、税務署に駐車場なし
☎日野税務署(☎585-5661)

医療費控除申告における注意点

令和3年度の申告から、医療費控除(セルフメディケーション含む)を申告する場合は、領収書を添付するだけでは受け付けができなくなりますのでご注意ください。領収書を添付する代わりに、医療費控除の明細書または医療保険者などの医療費通知を添付することが必要になります。
なお、領収書はお手元で5年間保管してください。

今回の税制改正に伴う主な変更点

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革の推進などの観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除と公的年金等控除の一部を、すべての所得者に適用される基礎控除に振り替えることとされました。これに伴い、子育てや介護を行っている方などに配慮するため、新たに「所得金額調整控除」が創設され、扶養親族等の所得金額要件についても見直されました。

項目	対象者
①給与所得控除	給与収入がある方
②所得金額調整控除	子どもや特別障害者がいて年収850万円を超える方、給与所得と年金所得の両方がある方
③公的年金等控除	公的年金受給者
④基礎控除	すべての方
⑤扶養親族等の所得要件	扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、勤労学生控除の対象となる方
⑥ひとり親控除、寡婦(寡夫)控除	ひとり親の方、寡婦(寡夫)の方

申告に必要なもの

- 市・都民税申告書(申告書が送られている方は、その用紙)
- 個人番号・本人確認に必要な書類(写し)
 - マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード
 - マイナンバーカードをお持ちでない方は次の①と②の両方
 - 通知カード(注)または個人番号が記載されている住民票
 - 運転免許証またはパスポートなど(公的機関が発行した写真付きの身分証明書がない場合は健康保険証、年金手帳など、氏名、住所、生年月日が確認できるものを2点)

(注)令和2年5月25日以降、記載事項に変更がないものに限る
- 令和2年中の収入(所得)に関する書類(原本)
 - 給与収入のある方は、源泉徴収票または給与明細書
 - 公的年金等の収入のある方は、源泉徴収票
 - 給与・公的年金以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる帳簿や領収書など
- 令和2年中の控除に関する書類((1)～(3)、(6)(7)は原本、(4)(5)は写し)
 - 医療費控除を受ける方は、医療費の明細書または医療保険者などの医療費通知書※医療費控除の特例(セルフメディケーション特例)を選択する場合、申告を行う個人が一定の取り組みを行ったことの証明書も必

- 要。詳細は市HP参照。医療費の領収書の添付のみでは受け付け不可
- 社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの支払済額が分かる書類(日野市に納めている社会保険料は除く)※国民年金保険料および国民年金基金の掛金について、社会保険料控除の適用を受けるには、支払いをした旨を証する書類などを添付
 - 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・旧長期損害保険料を支払った方は、その控除証明書
 - 勤労学生控除を受ける方は、学生証など
 - 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳・障害者控除対象者認定書など※マイナンバーと本人確認ができる書類を提示した場合は、手帳が発行された都道府県名を記載することで省略可
 - 寄附金控除を受ける方は、寄附した金額を確認できる領収書など※ふるさと納税のワンストップ特例を申請されていた方は、市・都民税の申告をすると申請が無効になるため、寄附金受領証明書が必要
 - 国外居住親族(同一生計配偶者も含む)を扶養適用する場合はその確認書類(親族関係書類、送金証明書類)※給与所得の源泉徴収票に記載されている分は不要

各項目の改正内容については
4面をご覧ください